

# 八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：令和4年5月13日（金）午後2時5分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

## 出席委員

農業委員 19名中17名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 欠	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 欠	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、  
主幹 柏村 幸、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、中村農業委員、谷地農業委員、赤坂力雄推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 17 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しにつきましては、鈴木推進委員が当事者に、議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、澤向農業委員が当事者に、議案第 19 号、令和 4 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、山田推進委員が当事者になっている事案がございます。

澤向農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、鈴木推進委員及び山田推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

5月になりまして、どの作物をやっている人も大抵忙しい時期だと思います。お疲れだと思いますが、大きな声を出して元気良く憲章の唱和をお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。  
それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

先ほどの研修会はお疲れ様でした。  
それでは本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。  
ただいまから議事に入ります。  
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めま  
す。  
なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したい  
と存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。  
それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、7番 内沢 豊 委員、9番 長根 昭男 委員両氏を指名  
いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 15 号、令和 3 年度事業報告についてを議題といたし  
ます。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

それでは、事務局の松橋から、令和3年度事業報告について説明いたします。資料は、A4縦で右上に総会資料別冊と記載されているものとなります。失礼ですけれども座って、また要約して説明させていただきます。

まず、概要ですが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった活動もございましたが、事業計画に基づき、総会活動のほか、農地の利用状況調査、意向調査等による遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業後継者の確保と育成等を目的に農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また、三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、要望・提案を行うとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談など、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2ページをお開き願います。

I、会議等開催状況の、1、総会、(1)、議決事項ですが、アからコまでの10項目について、議決いただいております。

(2)、協議事項は、アからクまでの8項目について、検討していただきました。

3ページを御覧願います。

2、運営協議会については、12回開催し、主に総会案件に関する事前打合せとなっております。

3、主な研修会・大会等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催の研修会等が中止又はオンライン開催となったものがあり、資料記載の開催状況となっております。

4ページをお開き願います。

II、農政関係活動報告について御説明いたします。

(1)、農家相談活動については、新型コロナウイルスの影響に伴い、農家座談会を中止いたしました。

(2)、情報活動は、はちのへのうぎょうだよりと八戸ののうぎょうを予定ど

おり発行し、

(3)、農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

(4)、農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて 245 件、5 ページに参りまして、

(5)、租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が 1 人、相続税関係が 22 人でした。

(6)、経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するように努め、

(7)、農業後継者による顕彰は、長根高文さんを顕彰し、累計 67 人となりました。

(8)、家族経営協定については、令和 3 年度の新規締結は 1 家族でした。

6 ページをお開き願います。

(9)、農業者等との意見交換会は、中止となりました。

(10)、農業者年金事業の、ア、加入状況は、新年金の加入者が 30 人、旧年金の受給待期者が 16 人で、イ、農業者年金受給状況は、新年金が合計 75 人、旧年金が合計 226 人でした。

次に、外郭団体活動である八戸市農業経営者協議会については、7 ページにわたりますが、記載の会議や研修会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は以上です。

8 ページからの農地関係活動報告につきましては、川名次長から説明がありません。

川名 G L

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動報告につきまして御説明いたします。8 ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり直近 2 か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和 3 年は件数で 253 件、面積で約 118.8ha となっており、前年より件数・面積ともに増加しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和 3 年は件数で 197 件、面積で約 11.6ha となっており、こちらは前年より件数・面積ともに減少しており

ます。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページをお開き願います。

1、農地流動化と経営規模拡大施策のうち、(1)、農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア、利用権設定実績として、設定件数は 223 件、設定面積は約 109.8ha となっており、前年より件数につきましては 66 件の増、面積は約 30ha の増となっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

11 ページを御覧願います。

2、遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、農地の利用状況調査と農地パトロールを実施しており、令和3年度は、委員の皆様の御協力のもと、6回の農地パトロールを実施いたしました。令和3年度において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査が遊休農地に関する措置の実施状況に関する調査に統合・変更されまして、従来のA分類・B分類とされていた判定内容が、ページ下方に記載のとおり緑区分・黄区分・赤区分と変更されております。その区分変更に従い、令和3年度における遊休農地の調査結果を表として掲載しております。遊休農地の合計面積は、約 167.6ha となっており、そのうち、赤区分の再生利用が困難な農地につきましては、令和3年10月総会において非農地と判断していただきましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

12 ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わります。令和3年度事業報告につきましては、説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第3

次に、日程第3、議案第16号、令和4年度事業計画（案）についてを議題と

会長

いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から、令和4年度事業計画（案）について説明いたします。資料の方を御覧いただきたいと思います。失礼ながら座って説明させていただきます。

まず、基本方針ですが、当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開するとともに、この後の協議案件の中で詳しく説明いたしますが、今年度はさらに国から委員の活動日数、活動強化月間及び新規参入相談への関与といった活動目標の設定と、その活動目標に対する実施状況及び達成状況についての点検・評価結果の公表を行うことが求められております。引き続き、第11次八戸市農業計画に沿った農業者への取組支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

なお、令和4年度の事業計画（案）については、例年どおりの活動を見込み作成しておりますが、コロナ禍が続くようであれば、事業によっては中止・縮小の可能性がります。

2ページをお開き願います。

1、会議関係の、1、総会については、毎月の年12回を予定しております。

2、運営協議会の開催は、必要に応じて随時開催してまいります。

3、委員研修会の開催については、新型コロナウイルスの感染状況をみながら、

開催できればと考えております。

4、会議・研修会・大会等の開催・参加については、記載のとおりとなります。

資料の3ページを御覧ください。

Ⅱ、農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料3ページから4ページにかけて記載している、1、建議要望から、12、外郭団体活動までの12事業となります。

例年実施している事業となりますので、各事業説明については割愛させていただきます。

5ページからの農地関係活動につきましては、川名次長から説明があります。

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動につきまして御説明いたします。5ページを御覧願います。

1、農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2、遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様のご協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、遊休農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

3、農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業などを実施してまいります。

その他、4、農地移動適正化あっせん事業から、6ページにわたりまして、10、農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましの説明を終わります。

続きまして、事務局の松橋から、令和4年度農業委員会の予算概要について御説明いたします。資料の7ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、歳入は、機構集積支援事業費補助金、

川名GL

松橋事務局長



農業委員会交付金、農業者年金受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、93,256,000 円、歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、農事振興組合長へのはちのへのうぎょうだより配付に係る報償費、はちのへのうぎょうだより配付や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会参加のためのバス借上料等を合わせて、93,256,000 円となっております。

予算概要の説明を終わりました、令和4年度事業計画（案）についての説明は以上でございます。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4  
会長 次に、日程第4、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分  
の取消しについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事 事務局の若佐谷から、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可  
処分の取消しについて御説明いたします。資料の1ページをお開き願います。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地

の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

3条取消1番、2番

番号1番と番号2番は、譲渡人及び取消理由が同一でございますので、一括して説明いたします。

番号1番、番号2番、態様別はいずれも売買との内容で、令和3年9月15日付け八農委指令第28号及び第29号により許可されたものでございますが、取消理由は、譲渡人が心変わりし、当該土地の売却を取りやめることになったとの願い出があったためでございます。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人双方合意の上で許可処分取消願が提出されており、その内容及び関係書類を確認しましたところ適当であると認められますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、澤向委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議

事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、澤向委員は退室をお願いいたします。

(澤向委員退室)

会長

それでは、澤向委員が当事者となっている事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上村委員

上村から報告いたします。去る4月27日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室において、番号15番と16番を調査してまいりました。資料の4ページをお開き願います。

はじめに、番号16番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条16番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1.3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女2人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

澤向委員の入室をお願いいたします。

(澤向委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村（弁）委員

木村から報告いたします。去る4月27日、赤坂農業委員、村上農業委員と市庁本館地下会議室において、番号11番から14番まで、及び17番を調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

はじめに、番号11番から資料4ページの番号14番までについて報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の所在地、名称、構成員、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条11番～14番

番号11番から資料4ページの番号14番までの案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は、いずれも代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人は、いずれも規模拡大のため、渡人は、いずれも労力不足のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。なお、番号 11 番、13 番及び 14 番の申請地 3 筆は遊休農地化しており、番号 12 番の申請地は土壌に砂利が混入しており、いずれも直ちに耕作できる状態ではありませんが、受人が取得後、速やかに全ての申請地を復元し、耕作する旨の確約書が提出されております。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。いずれも、通作距離は、開設予定の八戸市内の事業所から約 10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、休耕地・山林地ありです。宅地化は、番号 11 番から 13 番まではあり、番号 14 番はなしです。農業経験は 5 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は代表社員である法人 1 社と男 2 人で、うち農業専従者は男 2 人、兼業者は代表社員である法人の代表取締役、受人である法人の職務執行者の男 1 人です。また、受人である法人の代表社員である法人に農作業委託を行い、その従業員の男 2 人を従事させるとのことです。農機具保有状況は、管理機、定植機、トラクター各 1 台を所有しており、新たにトラクター、トラック各 1 台を購入予定とのことです。

なお、これらの案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

また、申請地には、いずれも営農型太陽光発電設備の設置が予定されているとのことで、今後、農地法第 5 条農地転用許可申請がされることとなります。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

最後に、調査に当たって私の受けた印象等を述べさせていただきます。

他県からなぜ八戸を選んだのかという質問に対して、江戸時代に受人の所在地

と八戸市が南部藩に属していた関係に何かの縁を感じるからとのことでした。作付作目ににんにくを選んだ理由としても、地域の特産品であることや販売に貢献したいという人情的な発言が多く、私としては違和感を覚えました。書類上の問題がなければ農地法第3条の許可申請は受理されると思いますが、これから予定される農地法第5条の許可申請では厳しい調査が必要だと思われます。今後、営農型太陽光発電事業に対し八戸市農業委員会が強い関心を持ち、また電力不足問題と休耕地利用問題の観点から成功例となるように、しつこいくらいの監督と指導をしていく必要があると思われます。

以上で報告を終わります。

赤坂（英）委員

赤坂から、担当として調査に同席いたしましたので、私の感じたことを述べさせていただきます。

まず、この案件は、他県の事業者が八戸市の田において営農型発電事業を進めたいということで3条許可の申請をしてきているということでございます。また先ほどの御説明のとおり、下部農地の営農者と太陽光発電事業者が異なる形態になるということですので、今回の申請は、八戸市農業委員会としては初めてのケースでございます。このことから、私の方から聴取りに当たり、まず農地法第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は許可の取消しになることを最初に伝えました。申請地は長い間耕作が放棄されており、土壌はスコップが刺さらないくらい固く、石が混入しております。当初の計画は現状の土壌でにんにくを栽培するとのことでした。私から、このようなところで本当ににんにくを作るのですかという話をしました。そして、ここで営農するのであれば、しっかり土壌改良して進めてほしいと強く要望いたしました。回答は、やるということでした。2点目として、しっかり営農をしてくださいということを確認したところ、やるという回答を得ました。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

上村委員

再び上村から、番号15番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 15 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約25km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、字新井田新田はあり、字前谷地はなしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男2人です。農機具保有状況は、トラック3台、トラクター2台、田植機、コンバイン、フォークリフト各1台を所有しており、乾燥機1台を親戚から借用しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村（弁）委員

再び木村から、番号17番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 17 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、甥が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和2年12月に新規就農のため田を取得しております。通作距離は約3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は11年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、コンバイン2台、トラクター、田植機、乾燥機、精米機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

高橋委員

高橋から報告いたします。去る4月27日、明戸農業委員、村上農業委員と市庁本館地下会議室において、番号18番から資料6ページの番号21番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条18番

はじめに、番号18番について報告いたします。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和元年5月に渡人の要望のため田を取得しております。通作距離は約5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は17年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

3条19番、20番

続きまして、番号19番と資料6ページの番号20番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、どちらも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、19番は親子、20番は親戚です。態様別は、19番は5年間の使用貸借、20番は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は、どちらも労力不足のためです。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、19番は水稻、20番はかぼちゃ、大根、キャベツです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、19番は、渡人は令和2年12月に転用のため畑を売却しております。20番はありません。通作距離は、19番は約3km、20番は約2km、耕作道は、19番はあり、20番はありませんが、公道に通じる隣地の通行について隣地所有者である渡人から承諾書が提出されています。受人の耕作地は、どち



らもなし、農地集団化は、どちらもあり、宅地化は、19番はなし、20番はあり、休耕地・山林地は、どちらもなしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、どちらもありません。世帯員は男1人で、兼業者です。農機具保有状況は、軽トラック2台、トラック、トラクター、コンバイン、田植機各1台を父親から借用するとのこと。

3条 21番

続きまして、番号21番について報告いたします。

この案件は、受人が、自らが設置・運営する社会福祉施設の通所者に対して、社会福祉事業の一環として、農作業を通じて自己理解や自信、責任感を持たせることを目的に農地を取得するものです。法人は、通常の場合、農地所有適格法人としての要件を満たさなければ農地を取得することができませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該目的のために必要があり利用するものと認められる場合は農地を取得することができ、受人は、この規定に該当しております。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は前に述べたとおり社会福祉事業のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにく、かぼちゃ、さつまいも、ねぎ、トマト、栗です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約800m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理や収穫等の農作業は、施設の通所者20人と施設の職員5人が行うとのこと。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、ねぎ土寄せ機、軽トラック各1台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員	はい。
会長	はい、松橋委員。
松橋委員	最初に、18番と21番について、参考のために売買価格を教えてください と思います。
若佐谷主事	はい。
会長	事務局からお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から回答させていただきます。 番号18番は合計30万円となっております。番号21番は1,000万円となっ ております。
松橋委員	はい、ありがとうございました。 続きまして、11番から14番までについてですが、先ほどの説明を聞きますと、 スコップも刺さらないような固い土壌の農地ににんにくを植えたいということ でした。10月に定植するということだと4か月はあるので、やりかねないのか なと思うのですが、まずは3条の許可申請に当たり提出されている営農計画書 について、どのような内容なのか説明をお願いします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から回答させていただきます。 まず、月別作業内容ですが、8月から土づくりを行い、10月に定植、11月に 追肥を行い、翌年の6月に収穫するということになっております。予定している 単収は10a当たり990kgで、販売価格は1kg当たり1,447円となっております。
松橋委員	はい、ありがとうございます。

ところで、そのようなスコップも刺さらないようなところに、2か月程度で土づくりができるのかというところが疑問です。なおかつ、5条許可申請されると太陽光発電設備の下で営農することになると思いますが、五戸の友人に話を聞くと、にんにくほど太陽の光が必要な作物はなく、木があれば伐採して光が当たるようにした上でにんにくを作っているそうです。そうでもしないと良いものができないような作物なのに対して、太陽光発電設備の下で990kgなる単収が得られるものか、その辺も受人が理解しているのか、調査の時の状況をお聞かせいただければと思います。

赤坂（英）委員

はい。

会長

はい、赤坂委員。

赤坂（英）委員

赤坂から回答します。

私も西側に林がある畑を3反歩ほど所有しておりますが、そこでにんにくを作付けしたらとても小さいにんにくができました。やはり朝日が昇ってから沈むまで日が当たることが重要だと思っております。そういうことで、その畑は現在作付けをしておりません。私も今、農地を借用して作付けしていますが、日が当たるところを選んでおります。

木村（弁）委員

はい。

会長

はい、木村推進委員。

木村（弁）委員

日照不足に関することを補足説明しますと、太陽光発電の業者と相談して、遮光率を調整できるような設備を設置するということをしていました。

松橋委員

それに、受人も自分が場所を選んだわけではなく、発電業者が指定してきてい



許可を出さないということではできるとは思います。

西野委員

明らかに営農できないのではないかと思います。誰が考えてもこんなことできるはずがない。ただでさえ悪条件の農地に、さらにその上に太陽光発電設備を設置するなんて冗談じゃない。申請を拒否してください。

川名G L

はい。

会長

事務局からお願いいたします。

川名G L

事務局の川名からお答えいたしますけれども、まず、三浦豊委員がおっしゃった、きちんと営農している人でないと営農型太陽光発電設備を設置してはならないという決まりはないと思います。今、法改正されて、認定農業者等が設置する場合には、一時転用期間が最長3年だったのが10年に変更されたというものはありますけれども、設置自体はどなたでも可能です。ですので、八戸市の先行事例でも新規就農という形で設置が許可されました。今回の件と先行事例の違いは、先行事例の場合は、農地の権利を得る3条許可申請と営農型太陽光発電設備を設置する5条許可申請が同時申請でしたので、審査をする内容は一体的な形で審査することができました。しかし、今回のケースは、3条許可申請をして営農するという申請であり、あくまでもこれから営農型太陽光発電設備を設置する予定だという話ですので、その予定をもって、にんにくを作付けするに当たり日照が重要だとかということは、今は議論できないということになります。議論するのであれば、5条許可申請の時に併せて下部農地での営農の状況やパネルの設置による日照の遮光率といったものが出てくる中で、5条の一時転用としての営農型太陽光発電設備設置が営農に影響があるのかということを含めて審議がされるということになります。今回は、あくまでも3条許可申請の段階で受人である法人が、たまたま営農型太陽光発電設備を設置すると予告をしてくれているだけで、その予告しているだけの話のものについて、不安になって状況も分からない

中で、保留や不許可といった話ができないのではないかというふうに、事務手続上、事務局とするとそのような考え方を持った上で御審議いただければと思います。しかし、先に予定されているのは確実だと思いますので、今いろいろ議論していただいて、事務局と疑問、不安を共有していただいた上で、5条許可申請が出た段で、下部農地の営農状況やパネルの設置状況による日照遮光率の話ができると思います。ですので、今回の3条許可申請とこれから行われる予定である5条許可申請は切り離れた考え方をお願いいたします。

西野委員

そうだとすると、スコップの刺さらない農地でにんにくを作付けすることは考えられますか。

川名G L

その点に関しては、調査時には、岩手県から重機を持ってきて、土を掘り起こした上で必要な土壌改良を行う、それに伴う手続として農地改良届を速やかに提出するということでした。

西野委員

売買価格は幾らですか。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から回答させていただきます。

売買価格は、番号11番は200万円、12番は180万円、13番は120万円、14番は150万円となっております。

松橋委員

かなりの面積を土壌改良することになりますけれども、やるという言葉を感じて今回許可したとして、間に合わなかったなどの理由で作付けをしなかった場合、何かしらの対応を私たちはできないものなののでしょうか。

川名G L

耕作を全くしなければ、3条許可取消しを農業委員会から主体的に行うことは可能です。しかし、少しでも営農の意欲があつてやっているとなると、適切ではない営農状況だとしても営農への努力をしているのであれば許可取消しはでき

ないということになります。

松橋委員

本当にきちんとやるものかということで、どのような手順で土壌改良して定植までもっていくのかを詳しく事業者に提出してもらってから許可でも差し支えないと思います。

川名G L

農地に復元する上での作業計画を提示させる必要があるのではないかとこのことよろしいですか。

松橋委員

そういうことです。

松橋事務局長

やはり営農型太陽光は簡単ではないというイメージがあると思うのですが、ゼロから考えた場合、農業をやろうとしている人に駄目と言えるかどうか考えていただきたいと思います。やはり遊休農地でも頑張って農業をやっていききたいということに対して、果たして頭ごなしに駄目と言えるものでしょうか。やろうとしているものを駄目と言ってしまえば、農地はそのまま荒れてしまいます。それよりなら、やる気がある人に耕作していただくべきだと思います。また、計画についても、ここまで細かいところまで突き詰めて議論することも今までなかったと思います。そうなると、なぜこの人だけにそこまで厳しくするのかということになってしまうと思います。全くの素人であれば、もしかしたらそこまで言わないといけないところもあるかもしれませんが、今回の受入はそれなりの実績も持った上でやるということですので、なかなかそこまで求めるというのは、この受入に限ってということになると変な話になると思います。

会長

皆さん、今いろいろと心配されて様々な意見が出ました。しかし、今審議すべきことは申請地を農地として利用するための3条許可の売買についてです。今出された意見は、営農型太陽光発電設備設置のための5条許可申請が出された時にぶつけていただければと思います。

これを踏まえた上で、他に何かありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第19号、令和4年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第19号、令和4年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の7ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、使用貸借11件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手6名、貸し手11名で、利用権設定面積は、合計27,602㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。



利用集積 3 番 番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 7 か月間使用貸借するものでございます。

利用集積 4 番 番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

番号 5 番から資料 8 ページの番号 11 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 5 番 番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 6 番～11 番 番号 6 番から資料 8 ページの番号 11 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 4 年 5 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7  
会長

次に、日程第 7、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについて御説明いたします。資料の 9 ページをお開き願います。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条取消 1 番、2 番

番号 1 番と番号 2 番は、譲受人、転用目的及び取消理由が同一でございますので、一括して説明いたします。

番号 1 番、番号 2 番、転用目的は F I T 法によらない太陽光発電設備設置、態様別は売買との内容で、令和 3 年 11 月 16 日付け八農委指令第 38 号及び第 39 号により許可されたものでございますが、取消理由は、新型コロナウイルス感染症拡大により資材の供給不足や価格高騰が続き、予定どおりに太陽光発電事業を行うことができなくなり、発電量がより多く見込まれる土地での事業に縮小したことから、やむなく当該土地での転用事業を断念したとの願い出があったためでございます。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人双方合意の上で許可処分の取消願が提出されており、その内容及び関係書類を確認しましたところ適当であると認められますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 8

次に、日程第 8、議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

村上委員

村上から報告します。去る 4 月 27 日、明戸委員と市庁本館地下会議室において、番号 56 番を調査してまいりました。資料の 11 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 56 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 4 年 6 月 20 日から令和 4 年 10 月 20 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが令和 4 年 4 月 7 日付けで申請済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の駐車場とする部分はアスファルト舗装し、その他の部分は砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透柵を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約 400m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

明戸委員

明戸から報告します。去る4月27日、村上委員と市庁本館地下会議室において、番号57番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条57番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。転用目的は、漁具置場です。実施計画は、令和4年6月10日から令和4年7月10日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にごみ飛散防止等のため木柵を設置します。立地条件は、八戸市立南浜中学校から南西側約300mに位置し、畑、宅地、原野に囲まれ、地番の3番1は市道に接続しており、6番1は自己所有地を通じて市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は小麦の作付けをしていましたが土地の性質から生産効率が悪く、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 9

次に、日程第 9、議案第 22 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見

会長

についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、八戸市長より協議のありました、議案第 22 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを御説明いたします。資料の 13 ページをお開き願います。

変更内容は、農用地編入 1 件でございます。資料の 14 ページと合わせて御覧ください。

農振計画変更 1 番

番号 1 番、申出者及び申出地の所在地番、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。変更理由は、農地中間管理機構関連農地整備事業のためでございます。申出に至った経緯でございますが、申出地ではこれまで稲作を行っていましたが、取水施設が老朽化により使用できなくなったことから、県営矢沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業により畑地化するということございまして、当該申出地を農用地区域に編入するものとなっております。申出地につきましては、J R 東北新幹線及び八戸線八戸駅並びに青い森鉄道八戸駅から南東側約 550 m に位置し、市道及び農道に接続しており、周囲は田、畑、宅地、雑種地及び学校用地に囲まれております。

当該変更に係る意見でございますが、懸念される点は見られず、農業委員会業務における支障はないものと認められることから、意見は特になしとして差し支えないものと考えられます。

よって総会資料の 14 ページに記載の意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画の変更について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 10

会長

次に、日程第 10、報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 4 月分でございます。資料の 15 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 32 番～43 番

今回の届出は、資料 15 ページの番号 32 番から資料 18 ページの番号 43 番までの計 12 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 11 次、日程第 11、報告第 18 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地  
会長 転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局  
から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転  
用届出の 4 月分でございます。資料の 19 ページをお開き願います。  
譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載  
のとおりでございます。

5 条 37 番 番号 37 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。

5 条 38 番 番号 38 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5 条 39 番 番号 39 番、転用目的は社会福祉施設用地でございます。  
次ページをお開き願います。

5 条 40 番 番号 40 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5 条 41 番 番号 41 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5 条 42 番 番号 42 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。  
次ページを御覧願います。

5 条 43 番 番号 43 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。

5 条 44 番 番号 44 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。

5 条 45 番 番号 45 番、転用目的は宅地分譲でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 12

次に、日程第 12、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 4 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 9 番

番号 9 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 4 年 5 月 19 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。



(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後4時10分)